

## 【4. 介護予防ケアマネジメント事務関係】

問4-1 指定居宅介護支援の取扱件数について、指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者は2分の1を乗じた数を取扱件数に加えることになっているが、介護予防ケアマネジメントについても、指定介護予防支援と同様に2分の1を乗じた数を取り扱い件数に加える必要があるか。

地域包括支援センターから委託を受けた介護予防ケアマネジメントに係る利用者は、取扱件数に加える必要はありません。ただし本市では介護予防ケアマネジメントの適正な実施の確保のため40件が適切であると考えております。

~~問4-2 市外の被保険者が川崎市内の「住所地特例対象施設」に入居された場合、介護予防ケアマネジメント費入力ソフトの請求情報では、「証記載保険者番号」には市外の保険者番号、「施設所在地保険者番号」には川崎市の所在区保険者番号を設定することでよいか。~~

~~当該被保険者の保険者が県内の場合については、貴見のとおりです。~~

~~当該被保険者の保険者が県外の場合については、介護予防ケアマネジメント費入力ソフトでの請求ができませんので、該当者がいる場合は川崎市地域包括ケア推進室までご連絡ください。(2月15日説明会配布資料「『地域包括支援センター向け』介護予防ケアマネジメント費請求の手引き、「通し番号69」※2及び「通し番号80」をご参照ください)~~

#### 4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

問4-3 事業対象者における有効期限の定めはないとのことだが、ケアプランの評価・見直しはどれぐらいの期間で実施すればよいか。

【平成28年4月11日】

介護予防ケアマネジメントは、地域支援事業の実施について（平成18年老発0609001）別添2の様式1から様式4までの様式のほか、市町村で定める様式を活用し、適切にケアマネジメントを実施するものとされています。

別添2の様式1から様式4は「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について（平成18年老振発0331009）」で示す標準様式にかっこ書きを追加したものですので、様式4の評価期間には様式2の評価期間をそのまま転記することになります。

したがって、事業対象者についても様式2の評価期間内に目標達成状況を確認し、見直し等を行うことが適当と考えます。

問4-4 『介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）』の支援計画の「サービス種別」、「事業所（利用先）」及び「期間」の欄に、総合事業サービスの利用を計画する場合にはどのように記載すればよいか。

【平成29年5月31日】

「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について（平成18年老振発0331009）」の介護予防支援業務に係る関連様式記載要領に、「サービス種別」には本人等セルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス、介護保険サービス又は地域支援内容に適したサービス種別を、「事業所等」にはサービス種別及び当該サービス提供を行う事業所名のほか、地域、介護保険以外の公的サービスが担う部分を、「期間」には支援内容に掲げた支援期間（〇か月又は〇月〇日～〇月〇日）及び期間内でのサービスの回数や実施曜日等を記載することとされています。

具体的には、次の記入例（①～④）となります。

4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

【記入例①】

「介護予防訪問サービス 週 60 分超 120 分以下」を提供するケース

支援計画				
ケアマネジャー （ケアマネジャー 氏名）	介護保険サービス 又は地域支援事業 （総合事業のサービス）	サービス 種別	事業所 （利用先）	期間
	<p>塩分を控えた献立や調理方法を紹介し一緒に作る。</p> <p>短時間で簡単にできる献立の紹介。</p> <p>できない部分の掃除支援（トイレ、風呂場、掃除機かけ）</p>	介護予防訪問サービス	●●ヘルパーステーション	<p>平成 28 年 5 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日</p> <p>週 60 分超 120 分以下</p>

4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

【記入例②】

「当該月において、隔週毎に、週 60 分以下と週 60 分超 120 分以下を組み合わせた介護予防訪問サービス」を提供するケース

支援計画				
ケアマネジャー （支援者）	介護保険サービス 又は地域支援事業 （総合事業のサービス）	サービス 種別	事業所 （利用先）	期間
	<p>歩行器導入時には、安全に利用できるまで買い物に同行する。</p> <p>歩行器利用時の状態を確認し、注意点があれば伝える。</p> <p>体調不良時は買い物同行する。</p>	<p>介護予防訪問サービス</p>	<p>●● ケアサービス</p>	<p>平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日</p> <p>週 60 分以下（月 2 週程度※） 週 60 分超 120 分以下（月 2 週程度※）</p>

※5 週ある月は、いずれかを増やす。

【記入例③】

「毎週 2 回 介護予防通所サービス（送迎あり）」を提供するケース

支援計画				
ケアマネジャー （支援者）	介護保険サービス 又は地域支援事業 （総合事業のサービス）	サービス 種別	事業所 （利用先）	期間
	<p>下肢筋力を付けるためのプログラムの実施</p> <p>自宅でできる体操のメニューを提供する。</p>	<p>介護予防通所サービス（送迎あり）</p> <p>運動器機能向上加算</p>	<p>●● デイサービス</p>	<p>平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日</p> <p>毎週月・木</p>

4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

【記入例④】

「当該月において、隔週で毎週1回ずつ、介護予防通所サービス（送迎あり）と介護予防通所サービス（送迎・入浴あり）」を交互に提供するケース

支援計画				
アや家 -マル ビス)	介護保険サービス 又は地域支援事業 (総合事業のサービス)	サービス 種別	事業所 (利用先)	期間
	<p>入浴の提供 本人の手が届きにくい 背中や足先を洗うのを 手伝う</p> <p>自分にあった運動の仕 方を身につけ、自宅で も少しずつ運動ができ るようにする。</p>	<p>介護予防通所 サービス (送迎・ 入浴あり) 月2回程度*</p> <p>介護予防通所 サービス (送迎あり) 月2回程度*</p>	<p>デイサービ スセンター ●●</p>	<p>平成28年 8月1日～ 平成28年 10月31日 毎週水</p>

※5週ある月は、  
いずれかを増やす。

【記入例⑤】

「当該月において、マネジメントの結果介護予防通所サービス（送迎あり）を月10回利用するケース

支援計画				
アや家 -マル ビス)	介護保険サービス 又は地域支援事業 (総合事業のサービス)	サービス 種別	事業所 (利用先)	期間
	<p>筋力低下予防運動</p> <p>能力にあつた運動プロ グラムの提供をする。</p>	<p>介護予防通所 サービス (送迎あり)</p>	<p>デイサービ スセンター ●●</p>	<p>平成28年 6月1日～ 平成28年 11月30日 月10回</p>

#### 4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

問4-5 介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か。

【平成28年10月5日】

介護予防ケアマネジメントにおける初回加算の算定については、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じることとしております。そのため、介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのは次の場合になります。

- ① 当該利用者について、過去2か月以上、当該地域包括支援センターにおいて介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス・支援計画を作成した場合
- ② 要介護者が、要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施した場合

なお、次のような場合には、初回加算を算定することができませんので、ご注意ください。

- ① 要支援者が認定の更新をして、総合事業のサービスを利用した場合
- ② 要支援者が事業対象者となった場合（又はその逆の場合）
- ③ 予防給付のサービスを利用することになり、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合（又はその逆の場合）

#### 4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

問4-6 要支援として総合事業のサービスを利用していた方が月途中で区分変更によって要介護になり、さらに月末時点で自己作成となった場合、総合事業による事業所のサービス費請求は通常どおり行うことができるか。

【平成29年5月31日】

総合事業のサービス利用については、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」を管轄の区役所・地区健康福祉ステーションに提出がなされていることが前提となり、自己作成によるサービス利用は不可となっております。

前提条件を満たした上で、月末時点で要介護者となり自己作成になった場合においては、総合事業のサービス事業費及び給付費ともに通常どおり国保連に請求可能です。

問4-7 介護予防ケアマネジメント費に新設された委託強化加算について、当該加算の算定要件である委託をした数には、指定介護予防支援も含まれるのか。

【令和元年9月27日】

含まれます。ただし、委託強化加算は川崎市内の地域包括支援センターが川崎市内の指定居宅介護支援事業所に川崎市の被保険者に係る指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを委託した場合に限定していますので、川崎市外の指定居宅介護支援事業所に委託したものや川崎市外の被保険者を指定居宅介護支援事業所に委託したものは、委託をした数に含まれません。

問4-8 委託強化加算を算定した月において、介護支援専門員の常勤換算方法の算出を誤った場合等で、指定居宅介護支援事業所において委託を受けた件数が当該委託強化加算の算定要件を満たさなくなった場合、当該委託強化加算を算定した利用者に係る介護予防ケアマネジメント費の取り下げも必要か。

【令和元年9月27日】

必要です。請求を行った地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメント費の取り下げ、再請求を依頼してください。

#### 4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

問4-9 委託強化加算について、市外の指定居宅介護支援事業所で川崎市の地域包括支援センターから委託を受け川崎市の被保険者を受け入れていた場合、算定可能か。

【令和元年9月27日】

委託強化加算の対象事業所は、川崎市内に所在する指定居宅介護支援事業所のみとなります。

問4-10 委託強化加算について、指定介護予防支援事業所から介護予防支援業務のみの委託を受け、当該委託に係る受諾件数が介護支援専門員を常勤換算方法で算定した員数に8を乗じて得た数を超えている場合でも算定可能か。

【令和元年9月27日】

介護予防支援費に委託強化加算はありませんので、算定できません。

問4-11 委託強化加算について、算定する指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへの申出に際し、必須項目はあるか。

【令和元年9月27日】

委託強化加算の算定要件である指定居宅介護支援事業所における常勤換算数・受諾件数・サービス提供月、委託元の地域包括支援センター名は必要であると考えます。

#### 4. 介護予防ケアマネジメント事務関係

問4-12 委託強化加算を算定する場合、委託元である地域包括支援センターに連絡しなければならないとされているが、連絡を行う時期等に定めはあるのか。

【令和元年9月27日】

委託強化加算を算定する場合の連絡については、毎月の利用実績の報告と併せて行ってください。

なお、連絡については「委託強化加算算定に係る申出書（参考様式）」等をご活用ください。

問4-13 委託強化加算について、地域包括支援センターから委託を受けている要支援者が区分変更申請を行い、月途中で要介護の認定を受けた。この場合、月途中で要介護の認定を受けた者も件数に加えて問題ないか。

【令和元年9月27日】

委託強化加算は、川崎市地域包括支援センター又は川崎市に所在する指定介護予防支援事業所から委託された川崎市の被保険者であって、月末に給付管理を行っている者としておりますので、月末時点で要介護状態として給付管理を行っている場合は、当該委託強化加算の算定要件の件数に含めることはできません。